

議員提出議案第10号

道路整備に必要な予算確保に関する意見書を提出するため本案を提出する。

平成29年9月29日

提出者 飯塚市議会議員 道祖 満

賛成者 飯塚市議会議員 光根 正 宣

〃 兼本 芳 雄

〃 川上 直 喜

〃 永末 雄 大

〃 江口 徹

〃 福永 隆 一

〃 吉田 健 一

〃 坂平 末 雄

道路整備に必要な予算確保に関する意見書（案）

道路は、人々の生活を支える基礎的な社会資本であり、地域間の交流・連携、地域産業の発展を図る上で必要不可欠な社会基盤である。本市では、県央に位置する地の利を活かした流通拠点としての機能を発揮するため、道路ネットワーク整備を着実に進めることが必要であり、そのための予算確保が重要である。

現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、道路財特法）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この嵩上げ規定が平成29年度までの時限措置となっている。

道路事業予算が十分に確保されていない中、補助率等が低減されることになれば、安全・安心の確保や地方創生が進まず地域づくりに悪影響を及ぼし、活力の低下を招きかねない。

よって国におかれては、道路整備に必要な予算の確保に関する次の事項を実施されるよう強く求める。

- 1 地方が必要とする道路整備予算を安定的に確保すること。
- 2 道路財特法による補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第11号

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を
求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成29年9月29日

提出者 飯塚市議会議員 道祖 満

賛成者 飯塚市議会議員 光根正宣

〃 兼本芳雄

〃 川上直喜

〃 永末雄大

〃 江口 徹

〃 福永隆一

〃 吉田健一

〃 坂平末雄

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書 (案)

35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決にむけて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。また、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26人から30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増えています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。こうした観点から、2018年度政府予算編成において下記事項の実現を求めます。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第12号

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成29年9月29日

提出者 飯塚市議会議員 道祖 満

賛成者 飯塚市議会議員 光根正宣

〃 兼本芳雄

〃 川上直喜

〃 永末雄大

〃 江口 徹

〃 福永隆一

〃 吉田健一

〃 坂平末雄

受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書（案）

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死亡者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取り組みを国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取り組みを進めるための罰則付き規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

記

- 1 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
- 2 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
- 3 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
- 4 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第13号

一般国道201号八木山バイパスの早期4車線化等に関する意見書を提出するため本案を提出する。

平成29年9月29日

提出者 飯塚市議会議員 道祖 満

賛成者 飯塚市議会議員 光根 正 宣

〃 兼本 芳 雄

〃 川上 直 喜

〃 永末 雄 大

〃 江口 徹

〃 福永 隆 一

〃 吉田 健 一

〃 坂平 末 雄

一般国道201号八木山バイパスの早期4車線化等に関する意見書(案)

筑豊横断道路（一般国道201号バイパス）は、福岡県を東西に横断し、福岡都市圏と筑豊地域及び周防灘臨海工業地帯を結ぶ唯一の動脈であり、筑豊地域をはじめ沿線地域の開発を先導する基幹道路のみならず、平成25年度には東九州自動車道に連結され、北部九州全体の経済発展の一翼を担う重要な基幹道路である。

その中でも、一般国道201号八木山バイパスは、昭和52年に4車線での事業計画が出来たのにも関わらず、筑豊横断道路のその他の区間の4車線化がほとんど実現した現在においても未だ2車線での暫定供用にとどまり、中央分離帯がないため、事故のリスクが高いだけでなく事故の際の影響も大きい。また通行量も以前と比較して大幅に増えており、事故等による長時間の通行止めや朝夕の渋滞が無料開放以前に比較して頻発しており、市民生活はもとより筑豊地域の経済活動に大きな影響が出ている。

その結果、事故による救急活動にも重大な支障があることに加え、利便性の高い福岡空港とのアクセスにも影響があり、従前よりも余裕時間を設けて利用しなければならないような状況となっている。

他方、筑豊地区は福岡県内においても、経済的基盤が脆弱であり、その筑豊地区の浮揚を考える時、福岡都市圏への大動脈である一般国道201号八木山バイパスが円滑に通行できることは、必須の条件であるだけでなく、筑豊地区の底上げが福岡県全体の活性化につながる。

よって、飯塚市議会は、市民及びバス事業者や物流事業者等の切なる願いである一般国道201号八木山バイパスの交通渋滞の解消と安全対策等の重要性を鑑み、以下の点について、強く要望する。

記

- 1 一般国道201号八木山バイパスの4車線化の早期実現を図ること。
- 2 一般国道201号八木山バイパスの渋滞対策並びに安全対策に早急に取り組むこと。
- 3 穂波西インター及び筑穂インターのフルインターチェンジ化の早期実現を図ること。
- 4 一般国道201号八木山バイパスの整備に必要な予算の確保に尽力すること。
- 5 一般国道201号八木山バイパスの整備について関係自治体と密接な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第14号

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の
推進を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成29年9月29日

提出者 飯塚市議会議員 光根正宣

賛成者 飯塚市議会議員 道祖 満

〃 兼本芳雄

〃 永末雄大

〃 江口 徹

〃 福永隆一

〃 吉田健一

〃 坂平末雄

森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書（案）

平成29年度の与党税制改正大綱において、「2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされました。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、政府におかれては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税（仮称）を早急に創設するとともに下記の項目を実現するよう強く要望します。

記

- 1 森林環境税（仮称）の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県が独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。
- 2 実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
- 3 林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。
- 4 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第15号

北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成29年9月29日

提出者 飯塚市議会議員 川上直喜

賛成者 飯塚市議会議員 道祖 満

〃 兼本芳雄

〃 江口 徹

〃 福永隆一

北朝鮮の核実験を厳しく糾弾し、対話による核・ミサイル問題の解決を求める意見書（案）

9月3日、北朝鮮は昨年9月に続く6回目の核実験を強行した。これは、今年だけでも13回行った弾道ミサイル発射とともに、世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威であり、国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙である。また、今日、国際社会が追及している「対話による解決」に逆行する行為であり、国連の核兵器禁止条約の採択など「核兵器のない世界」を希求する世界の趨勢に逆らう暴挙を厳しく糾弾する。

同時に、いまの最大の危険は、米朝両国の軍事的緊張がエスカレートするもとの、偶発的な軍事衝突可能性が生まれ、強まっていることである。万が一にもそうした事態が引き起こされるならば、わが国にも深刻な災厄をもたらすことは必至である。

8月29日、国連安保理議長声明は「対話を通じた平和的で包括的な解決」を加盟国に呼びかけており、現在の危機打開のためには、米朝の直接対話が重要となっている。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、北朝鮮の核実験を厳しく糾弾するとともに、米朝両国に直接対話をうながし、平和的・外交的な手段で核・ミサイル問題を解決するために、可能なあらゆる手だてを取るよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

議員提出議案第16号

核兵器禁止条約への参加を求める意見書を提出するため本案を提出する。

平成29年9月29日

提出者 飯塚市議会議員 川上直喜

賛成者 飯塚市議会議員 道祖満

〃 永末雄大

〃 江口徹

〃 福永隆一

〃 坂平末雄

核兵器禁止条約への参加を求める意見書（案）

本年7月7日、人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が、国連会議、国連加盟国の3分の1、122カ国の賛成で採択されました。

この条約が、核兵器廃絶と平和を願う全世界の人々に希望を与えるとともに、わが国が唯一の被爆国として、二度と戦争をしてはならないと固く決意した日本国憲法の平和の理念と非核三原則の厳守を世界に発信し、核兵器のない世界に向けて前進する大きな力となることは明らかです。

しかるに、日本政府がこの国連会議に参加せず、安倍首相が「署名、批准を行う考えはない」と述べるなど、核兵器禁止に背を向ける姿勢をとり続けていることは極めて重大であり、被爆者、自治体関係者などから失望と怒りの声が広がっています。

「平成29年 長崎平和宣言」は、「核兵器禁止条約の交渉会議にさえ参加しない姿勢を、被爆地は到底理解できません。唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約への一日も早い参加を目指し、核の傘に依存する政策の見直しを進めてください。」と訴えています。

よって、飯塚市議会は、国会及び政府が、核兵器により唯一国民が被爆した国として、従来の立場を抜本的に再検討し、核兵器禁止条約に参加するとともに、核兵器禁止・廃絶に向け積極的な役割を果たされるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。